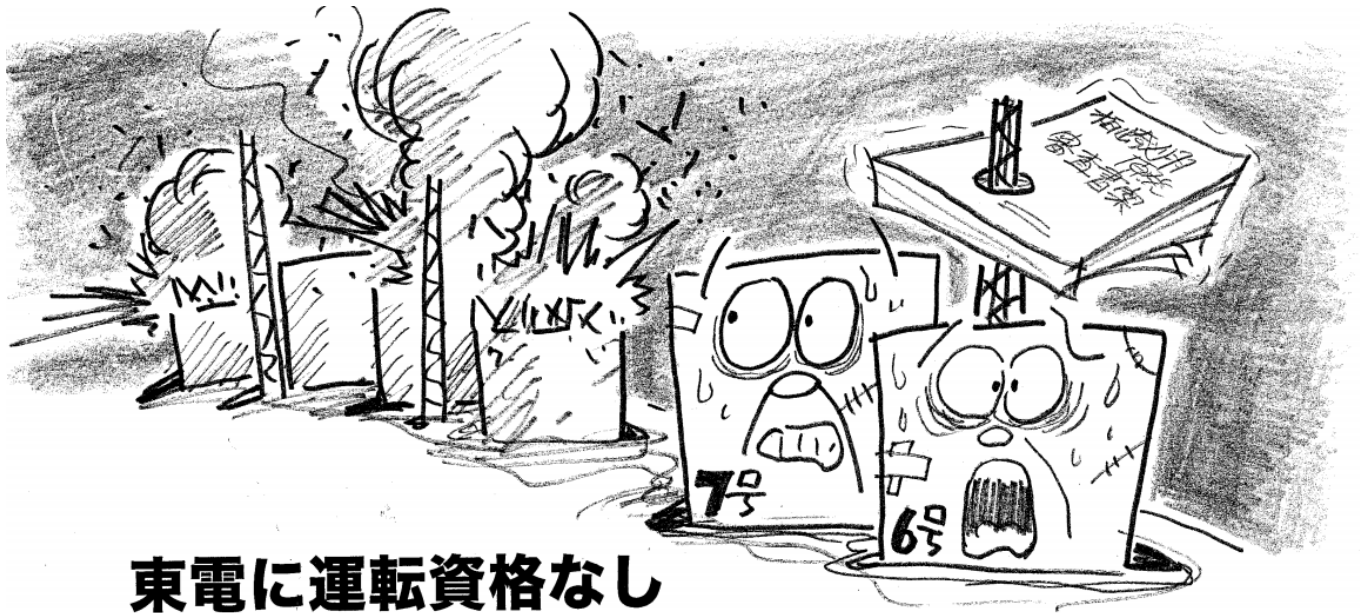


柏崎刈羽 6・7 号機の再稼働を認める審査書案にノーを パブリック・コメントを出そう！

原子力規制を監視する市民の会 [2017.10.12 版]



東電に運転資格なし

締切り 11月3日(金)まで

原子力規制委員会は柏崎刈羽原発6・7号機の新規制基準適合性審査において、東京電力の原子炉設置許可変更申請を認める審査書案を提示しました。11月3日を期限にした意見募集（パブリック・コメント）が実施されています。柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働を認めないぞ！審査書案を認めないぞ！との声を集中しましょう。イラスト：高木章次

パブリック・コメントは、原子力規制委員会や電子政府のサイトから直接出すことができます。

<http://urx.red/Gp8S>

FAX や郵送で出すこともできます。〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門宛て FAX：03-5114-2178

柏崎刈羽原発審査書案へのパブコメのタネ

□東電に運転の資格はあるのか

規制委は、通常の審査とは別に、東電に柏崎刈羽原発を設置し、運転する適格性の確認を、技術的能力を確認するための審査の一環として行いました。規制委は「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格はない」（基本的考え方：7月10

日規制委資料）など7項目を要求し、これに対し東電は決意表明を並べただけの回答書を提出しました。規制委はこれを審査対象とするとした上で、実績や根拠について何も確認することもなく了承してしまいました。審査結果は審査書案とは別に「適格性についての確認結果案」に書かれています。今回はこれもパブリック・コメントの対象になっています。

◆廃炉をやり抜く実績が示されていない

<確認結果案の記載 P1～4>

- ・ 福島第一原子力発電所の廃炉を進めるに当たり「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」であることが明確になった。(P1～2)
- ・ 経済性よりも安全性を優先することが明確になった。(P2)
- ・ 東京電力が確約した取組については、保安規定の審査及び履行の確認を通じて、その履行を確保する。(P3)
- ・ 東京電力については…原子炉を設置し、その運転を的確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した。(P4)

<意見/理由のタネ>

- ・ 規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても意味がない。
- ・ 福島第一原発の実態を見なければならぬ。直近の9月28日に、地下水のくみ上げ井戸(サブドレン)の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。
- ・ 廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句にすぎない。東電に原発運転の資格はない。
- ・ 経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにもない。
- ・ 事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。
- ・ 保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。

□緊急時対策所の免震性と防潮堤の液状化

東電は、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを持ちながらこ

れを隠し、虚偽の説明をしていました。しかも、柏崎刈羽原発の免震重要棟は3号機付近にあるのですが、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになりました。津波が襲来した際に、1～4号機と免震重要棟を含む周辺施設が水没のおそれがあります。結局東電は、免震ではない緊急時対策所を5号機の建屋内に設けることとしました。

◆液状化により1～4号機側は水没が前提

<審査書案の記載 P48～>耐津波設計方針

- ・ 申請者は、荒浜側防潮堤の地盤は、…液状化が懸念される地盤ではないと説明していた。規制委員会は、…試験結果の不確実さを踏まえた評価方針を示すよう求めた。(P51)
- ・ 液状化解析の結果、…荒浜側防潮壁が損傷し、津波防護施設として機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることも示した。(P51)
- ・ 申請者は…ケーブル洞道を評価対象として特定し、津波がコントロール建屋に流入する経路とならないことを示した。(P51)
- ・ 基準津波に対し、1～4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1～4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。
- ・ 1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。

◆耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない

<審査書の記載 P461～>

緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等

- ・ 申請者は当初、免震重要棟を設け、その中に免震重要棟内緊急時対策所を設置することとしていた。(P470)
- ・ しかし、その後…一部の基準地震動による地震力に対して耐震性が確保できないことを示した上で、基準地震動に対して耐震性が確保されている3号炉原子炉建屋内緊急時対策所を新たに設置することとし、利便性が高く居住性が確保されている免震重要棟内緊急時対策所を併用することを示した。(P470)
- ・ その後、敷地の液状化に伴い、3号炉原子炉

建屋内緊急時対策所の遡上波が到達する可能性があることから、申請者は、…5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に変更することを示した。

- 申請者は免震重要棟内緊急時対策所の使用を取下げ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のみで居住性が確保できること等を示した。規制委員会は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性が確保されていることを確認した。(P471)
- 免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県の要請を受けて、東電が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものである。



- その後3・11が発生したが、国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁している。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓であり、そのことを他ならぬ東電自身が体験したはずである。
- 基準規則 61 条は、指揮所となる緊急時対策所について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であるとみるべきである。
- 基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。

□高濃度汚染水対策がない

福島第一原発事故における高濃度の汚染水の発生は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、それが格納容器下部の破損口から流出したことが原因です。高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出ました。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざるこ

とにより、大量の汚染水が生じています。

汚染水対策はジレンマを抱えています。汚染水の発生を抑えるには、建屋内への地下水の流入を減らさなければなりません。そのために、くみ上げ井戸によって地下水の水位を下げますが、あまり下げすぎると、建屋内の高濃度汚染水が逆に外に出てしまいます。その事態は絶対に避けなければなりません。

設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されていなかったことに根本的な問題がありますが、柏崎刈羽原発を含めて、いまだに審査から除外されたままです。

◆高濃度汚染水の放出防止・拡散防止策がない

<審査書案の記載 P407～>発電所外への放射能拡散を抑制するための設備及び手順等

- 申請者は、第 55 条等に基づく要求事項に対応するために、以下の対策とそのための重大事故等対処設備を整備するとしている。a. 放水設備による原子炉建屋への放水。そのために…放水砲を…新たに整備する。b. 原子炉建屋への放水に伴う海洋への放射性物質の拡散の抑制。そのために、放射性物質吸着剤、汚濁防止膜…を新たに整備する。(P409)
- 規制委員会は…対策が第 55 条等要求事項に対応するものであることを確認した。(P409)
- 基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としている。
- 東電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態について対策はなく、適合性審査で検討もされていない。
- 東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスだが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。
- 福島第一原発では、汚染水がいまでも発生し

続けているが、規制委は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきである。

□耐震性評価に関して

◆くり返しの揺れを想定していない

＜審査書案の記載 P26～＞耐震設計方針

- ・ 規制委員会は、申請者が…運転状態の荷重を地震力と適切に組み合わせる方針としており、…基準地震動による地震力との組み合わせの場合は、破断延性限界のひずみに対し十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼさないことように適切に設定する方針としている…ことを確認した。(P34)
- ・ 熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。
- ・ 中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電の評価で本震の3割程度の余震が観測された。
- ・ 配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。

□敷地直下の活断層

◆地元専門家グループの指摘を検討すべき

＜審査書案 P37～＞設計基準対象施設の地盤

- ・ 申請者は、古安田層の堆積年代については中期更新世であると評価した。(P38)
- ・ 申請者は、V2, F3, L1 断層は古安田層に変位・変形を与えていないことから、…将来活動する可能性のある断層ではないと評価した。
- ・ 規制委員会は…耐震重要施設設置位置に分布する断層は、将来活動する可能性のある断層等に該当せず…を確認した。(P38～39)
- ・ 地元の専門家グループ(柏崎刈羽原発活断層研究会)は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東

電が古安田層と称する地層の火山灰層(刈羽テフラ)の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘している。この指摘について検討すべき。

□火山影響評価に関して

◆火山灰濃度基準の強化が反映されていない

＜審査書案 P73～＞火山影響に対する設計方針

- ・ 降下火砕物を含む空気の流路となる施設(において)…降下火砕物が侵入し難い設計とするとともに、平型フィルタ等の設置、換気空調系の停止等により、閉塞及び摩耗に対し機能が損なわれないよう設計する。また、降下火砕物がフィルタに付着した場合においても取替え又は清掃が可能な設計とする。(P79)
- ・ 規制委は現在、火山灰(降下火砕物)の影響評価に用いる火山灰濃度について、従来の100倍規模に引き上げ、非常用ディーゼル発電機については、2系統の機能維持を要求する規則改定案を提示しているが、柏崎刈羽原発の審査には反映されていない。新しい基準による審査もせずに許可すべきではない。

□原子力防災計画の欠如

- ・ 重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥である。
- ・ 要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていない。特に冬場は雪により、避難は不可能である。現状の避難計画は住民の被ばくを前提としている。
- ・ 避難計画については、新潟県が独自で検証を行うとしており、その結果を待つべきである。

原子力規制を監視する市民の会 <http://kiseikanshi.main.jp/>

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 TEL/03-5225-7213/FAX/03-5225-7214

カンパ歓迎! ★金融機関名: ゆうちょ銀行 口座名称: 原子力規制を監視する市民の会

※ゆうちょ銀行以外から: ○一九(ゼロイチキュウ)店(019)当座 0449670

※ゆうちょ銀行から: 00140-5-449670・加入者払込・払出店: 飯田橋駅東口